

産業常任委員会の記録

(農林振興課)

招 集 年 月 日	令和4年9月7日(水)
招 集 の 場 所	松野町議会議場
開 会	9月13日(火) 午前 8時58分
閉 会	同 上 午前 9時59分
出 席 委 員	関本 豊、山下 智恵、村尾 重利、赤松 紀幸、加藤 康幸、 森岡 健治、近藤 由美子
欠 席 委 員	
付 議 事 件 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	町長 坂本 浩、副町長 八十島 温夫 課長 小西 亨、課長補佐 中平 大介 係長 古谷 直樹、係長 石川 玲子
職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議会事務局長 大谷 吉廣
付 議 事 件	1 認定第1号 令和3年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定に ついて ◎歳入 (該当分) ◎歳出 6款 農林水産業費 11款 災害復旧費

<p>関本委員長</p>	<p>ただいまから、農林振興課所管の付託案件の審査を行います。まず、認定第1号「令和3年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定について」、歳入該当分、歳出6款農林水産業費、11款災害復旧費、農林振興課・農業委員会所管分の審査を行います。</p> <p>担当課長に説明を求めます。</p>
<p>小西課長</p>	<p>認定第1号、令和3年度松野町一般会計歳入歳出決算書の認定につきまして、農林振興課、農業委員会の所管分について説明します。</p> <p>決算書は79ページ、成果説明書は62ページ、6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費は、8,871,052円の決算額となっております。支出の主なものは、農業委員13名、農地利用最適化推進委員6名、および事務局職員の人件費や、県農業会議への拠出金等となっております。</p> <p>農業委員会組織については、新体制2期目の最終年度でありました。年間12回の定例農業委員会総会を開催しており、農地法第3条、5条に基づく農地の所有権移転、転用等、合計25件、58筆の審査を行いました。また、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定については、81件、182筆の申請を受理、承認しているほか、必要に応じて法的手続き、相談業務を実施しております。</p> <p>また、任期の最終年度にあたり、農業委員会等に関する法律に基づく「松野町農業施策等に関する提言書」をとりまとめ、町への提出を実施しました。内容については、農業行政全般の主要部分であり、令和4年度の業務にも大きく波及をしたものであります。</p> <p>その他、農地の適正な管理のため、農地基本台帳の整備を行い、情報公開システムの活用にも努めるとともに、システムのデータについて、住基、固定資産情報との突合を行いました。また、9月には、農業委員、農地利用最適化推進委員、行政が一体となり、町内部落ごとに、農地パトロールを実施しており、遊休農地の把握や違反転用の発生防止に努めました。</p>

次に決算書79ページ下段から81ページ、成果説明書は63ページ、2目農業総務費の決算額は23,197,022円であります。主なものは、職員の人件費や事務経費、課所管の公用車管理費のほか、鬼北地区農業改良普及事業推進協議会、町土地改良区への事業補助金等、広域的な農業推進組織、団体への負担金、さらには経営所得安定対策直接支払推進事業に基づく町農業再生協議会への補助金であります。

※印は、令和3年産の米政策に係る経営所得安定対策の生産実績であります。996トンの生産目標数量に対して959トンの実績であります。水田活用の直接支払交付金は、飼料作物や野菜等に転作した合計25.8haに対して4,775,351円が国から直接農家に交付されております。

次に決算書81ページ中段、成果説明書は64ページから65ページ、3目農業振興費の決算額は15,485,794円であります。

(1)から(5)及び(8)については、鬼北地域農業振興協議会、北宇和高校農業教育振興協議会、鬼北地域果樹農業活性化協議会などの団体の活動に対し、例年どおりの支援を行ったものであります。

(6)の農業振興費補助金は6,301,726円であります。作目生産部会等に対する支援で、農協の生産部会、公社等を通じて、栽培管理対策、梅振興対策、振興作物推進対策、生産・流通加工対策、有害獣対策に対して助成しております。

アの管理対策補助金では、野菜部会以下、7つの部会、部門の会員に対して、園地土づくり、改植・新植の推進、資材購入への助成を行いました。イの梅振興対策では、加工に係る原材料などに対して、ウの振興作物推進対策では、農林公社などが実施した旧マンゴーハウスの改修や、キウイ花粉事業の実証試験などに助成を行っております。65ページに移り、エの生産・流通加工対策では、かご

もり市場品質向上対策への支援、桃の出荷に伴う流通経費に対する支援を行っております。オの有害獣対策は、国、県事業の対象外となる軽微な対策も含め、町内の要望9件に対応したものであります。

(7)の農業団体補助金1,010,000円は、農協の生産部会や協議会、グループなど11団体に対する運営費補助金として支出しております。

(9)の特産品振興支援事業1,211,000円は、県補助事業のえひめの未来チャレンジ支援事業を受けて実施したものであります。補助率は1/2、事業実施主体は町特産品販売促進協議会であります。活動内容は、県内外の販売促進活動、法令改正に伴う生産・加工対策研修を実施しました。今年度もコロナ禍の影響を受け、活動の制限もある中、リモート、オンラインを活用した商談やECサイトの開設支援を行いました。

(11)は、JAえひめ南が事業実施主体となり、鬼北町にある柚子搾汁施設を年次的に改修している事業の初年度部分であります。事業費1/3の市町負担金の内、出荷割合により算出した松野町分の事業負担金2,521,000円であります。

次に決算書81ページから83ページ、成果説明書は66ページから67ページ上段、4目担い手育成対策費の決算額は53,066,681円であります。

大項目1として、農業部門の地域おこし協力隊の内容を掲載しております。当該年度は、2年目1名、1年目1名の2名の協力隊員が在籍しており、農林振興課担当職員や農林公社、県鬼北農業指導班の指導を受け、開発団地の再生、加工桃の栽培、町特産品目の栽培技術の習得等に努めてきました。また、部分的に町内認定農業者の生産活動にも参画しており、町内各地の圃場での実習にも取り組んでおります。活動経費は、特別地方交付税で措置されており、報酬、旅費、家賃、自動車借上料のほか、肥料や農業資材などの需用

費に充当しております。

大項目2の委託料では、(1)総合営農指導拠点施設等の指定管理者である株式会社松野町農林公社に対して、営農拠点施設や育苗施設、梅加工施設などの指定管理料として、21,000,000円を支出しております。

大項目3は、農林公社の施設改修、整備として対応したものであります。老朽化した高圧電力設備と引込開閉器の改修、育苗施設のシャッター改修工事で、合計1,583,340円であります。

大項目4は、備品購入、修繕関係であり、育苗施設用のホイロローダーの購入、播種機の修繕、コンバインのキャタピラ交換などがあります。

大項目5は、補助金関係であります。(4)は、年々、農家の要望が多くなってきているアグリレスキュー事業に対する補助金として、3,500,000円を農林公社に支出しているほか、(5)は、農業を始めて間もない新規就農者1名に対して、県から給付される農業次世代人材投資資金1,500,000円を支出しております。

(6)の町単事業の認定農業者経営支援事業は、8名の認定農業者に対して、農業機械等の設備更新に1,721,500円を支出しているほか、農業経験のない協力隊員の指導、研修生の受入対応に対し、(7)の担い手育成対策事業費補助金として、2,600,000円を農林公社に支出しております。

(8)は、町農林公社の農業研修生受入の体制整備と、JA事業の新規就農者への施設整備のために、県の担い手総合支援事業を活用して実施したものであり、事業総額は7,619,000円です。詳細として、アの機械・施設整備は7,346,000円であり、内訳としては、成果表の67ページに移り、新規就農者用のパイプハウスと、農林公社のハウス改修、機械の購入であります。

イの支援事業は、研修生の募集活動等を実施したものでありま

す。コロナ禍により、県内外の募集活動は制限され、参画が困難な状況が続いたため、移住サイトを活用したりリモートによる募集を随時実施しました。

次に決算書83ページ中段、成果説明書は67ページ下段、5目農地費の決算額は27,258,900円であり、この主なものは、ため池ハザードマップ作成業務と、県営中山間地域総合整備事業に係る町負担金であります。決算額の内、ため池ハザードマップ作成業務委託8,000,000円は、令和2年度からの繰越事業分であります。

項目1、委託料はため池ハザードマップ作成業務で、合計20,330,000円であります。防災重点ため池を中心にため池ハザードマップを作成したものであります。国費10/10であり、必要とするため池の全てにおいて、ハザードマップの作成が完了しました。

項目2の県営中山間地域総合整備事業に係る負担金は、町負担金10%、地元負担金5%分の6,425,000円の支出であります。この事業は、水路改修を残すのみとなっており、県当局も事業進捗に努力いただいております。

次に決算書83ページ下段、成果説明書は68ページから69ページ、6目日本型直接支払事業費の決算額は43,507,392円であり、この主なものは、中山間地域等直接支払制度と多面的機能支払制度の二つの制度を活用して、条件の不利な農地の格差是正と、農地の持つ多面的機能の発揮に取り組んだものであります。

項目2の(1)多面的機能支払交付金は、アとして農地の多面的機能を支えるための農地維持支払交付金、共同活動に対するものとして町内15組織に7,089,580円を交付しております。69ページに移り、イの農道や用水路等の補修や更新等を支援する資源向上支払交付金については、7組織に2,888,130円を交付しております。交付金額の内、国が1/2、県、町が1/4ずつを

分担する仕組みであり、次の中山間地域等直接支払交付金も同様であります。

項目3の中山間地域等直接支払交付金は、町内20集落が協定を結び、交付対象面積は約181.7haとなっており、31,673,682円を交付しております。依然として、生産条件の厳しい傾斜のある農地において、維持、保全の大きな支えとなっております。

次に決算書85ページ、成果説明書は70ページ、7目鳥獣被害対策費の決算額は27,865,203円であります。

内容としては、先ず、項目2の有害鳥獣捕獲報償費が8,696,000円であり、駆除に対する報償費で、その実績は、シカの546頭を筆頭に記載一覧のとおりであります。

項目3は、本町の有害鳥獣対策の最前線で活躍しているNPO法人森の息吹に対して、有害獣解体処理施設の指定管理料として4,700,000円を支出しております。

項目4は、施設改修工事として、加工室他の衛生面の改善と湿気対策のために実施したものであり、工事費194,766円であります。

項目5は、松野猟友会と目黒猟友会の活動に対する補助金207,000円と、猟友会会員が、免許の更新の際に必要な保険料等に対する補助として、有害鳥獣捕獲従事者支援事業補助金401,800円あります。

項目6は、鳥獣被害防止施設整備事業として、2名の認定農業者に対して、進入防止柵の設置費用の2/3、県補助金も含み417,968円を補助しております。

項目7は、一斉捕獲の実施、有害鳥獣の捕獲や確認、鳥獣害に強い集落づくりの啓発活動などの事業に対して、鳥獣被害対策事業費補助金6,800,000円をNPO法人森の息吹に対して支出しております。

項目 8 は、緊急捕獲活動支援事業、いわゆる捕獲報償費の追加措置分、鳥獣被害防止総合対策交付金であり、県費 10/10 の補助率で、総額 6,273,000 円であります。捕獲頭数は報償費の実績と同様であり、成獣、幼獣別の単価により算出しております。

項目 9 は表彰関係であり、ご案内のとおり、森の息吹の活動が高い評価を受け、鳥獣対策優良表彰の捕獲鳥獣利用部門において、農林水産大臣表彰を受賞しました。大臣表彰は、部門別で全国一団体のみであり、栄えある表彰であります。

項目 10 は、ジビエ普及活動の一端であり、全国チェーンのカレー販売店とのコラボした状況を報告しております。

次に決算書 85 ページ中段、成果説明書は 71 ページの上段、2 項林業費、1 目林業総務費の決算額は 19,444,678 円であり、山林委員の報酬、職員の人件費と、林業関係各種団体への負担金が主なものであります。

次に決算書 85 ページ下段から 87 ページ上段、成果説明書は 71 ページ中段以下、2 目林業振興費の決算額は 32,029,597 円であります。

項目 2 の委託料では、表の下段、森林経営管理法に基づく森林経営管理業務として、森林環境譲与税を財源に、奥野川地区での森林整備を実施しております。

項目 3 の負担金では、(1) 南予森林管理推進センターの運営費負担金に 2,512,000 円を支出しております。この負担金も全額、森林環境譲与税を充当しております。

(3) 搬出間伐促進事業費補助金に 3,866,445 円を、
(4) 造林事業費補助金としては、県造林事業補助金の交付対象となった経費の 10% の継ぎ足し補助を行い、6,022,417 円を支出しております。

(6) は、森の国まきステーションの運営費補助として 7,000,000 円を支出しております。コロナ禍にあつて、厳しい状況

が続いてはいるが、受入の調整など、経営努力により、単年度の黒字決算は維持できております。

項目4は、森林環境譲与税基金積立金であります。令和元年度から交付が開始された森林環境譲与税については、先ほど説明した充当分の残額10,554,740円と利息1,128円の合計10,555,868円を基金として積立を行っております。基金の最終残高は14,318,833円であります。

次に決算書87ページ2段目、成果説明書は72ページの上段、3目森林基幹林道整備費の決算額は7,955,639円であります。

項目1は、広域基幹林道等の維持管理のための水路の改修工事であり、合計で880,000円を支出しております。延野々部落からの部落要望もあり対応しました。

項目2は、広域基幹林道延野々遊鶴羽線、豊岡宮川線の事業費負担金3,000,000円、項目3は、緑資源幹線林道広見篠山線、日吉松野線の開設に伴う受益者組合助成金2,443,654円を支出しております。

次に決算書87ページ3段目、成果説明書は72ページの下段、3項水産業費、1目水産業振興費の決算額は528,000円であり、広見川と目黒川において、漁業協同組合等が実施したウナギとアユ等の放流事業について、広見川漁協に269,000円、目黒川協議会に215,000円の合計484,000円を支出しているほか、広見川漁協、目黒川協議会への運営費補助金を支出しております。

歳出の最後、ページは少し進んで、決算書の121ページ下段あたり、成果説明書の111ページの上段、11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目農地農業用施設災害復旧費の決算額は367,000円であり、小規模な災害復旧事業に対応するための町単独事業2ヶ所分であり、農地の石積修復と、頭首工の部分

補修に対応したものであります。

以上が歳出決算についての説明であります。

次に歳入ですが主なものについて、決算書にて説明いたします。

まず、15ページ、2款地方譲与税、3項、1目、1節森林環境譲与税は、14,295,000円であります。

次に、17ページ、12款分担金及び負担金、1項、1目農林水産業費分担金、1節農地費分担金は、中山間地域総合整備事業に係る地元分担金1,500,000円であります。

次に、25ページ、14款国庫支出金、2項、6目、1節農地費補助金20,000,000円は、ため池ハザードマップ作成業務に対する補助金であり、前年度からの繰越分8,000,000円を含んでおります。

次に、27ページ最下段、15款県支出金、2項、4目、1節農業委員会費補助金は、農業委員会の運営に対する交付金で2,583,000円、2節農業総務費補助金は、経営所得安定対策事業に対する県補助金で1,892,000円、29ページに移り3節農業振興費補助金は、えひめの未来チャレンジ支援事業費補助金ほかで524,000円、4節 担い手育成対策費補助金は、新規就農総合支援事業費補助金1,500,000円、担い手総合支援事業費補助金2,414,000円ほかで、総額3,915,200円であります。

5節日本型直接支払事業費補助金は、中山間地域等直接支払交付金23,755,243円、多面的機能支払交付金7,715,781円と、推進事業費補助金を合計して32,956,024円、6節鳥獣被害対策費補助金は、駆除の補助として、有害獣駆除対策事業費補助金3,010,000円、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業費補助金5,951,000円ほかで、合計9,306,984円であります。

全節を合計し、4目 農林水産業費県補助金の合計額は、51,

	<p>177, 208円であります。</p> <p>少しページが移り、最後に39ページ、21款町債、1項、1目、1節過疎対策事業債の内、農林振興課所管事業分として、ハード事業分13,000,000円、ソフト事業分19,700,000円の合計32,700,000円が含まれております。対象事業については、成果説明書の6、7ページに記載されているため、各自、ご参照願います。</p> <p>以上、大変長い説明となりましたが、認定第1号 令和3年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定についての内、農林振興課、農業委員会の所管分についての説明であります。よろしくご審議賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。</p>
<p>関本委員長</p>	<p>担当課長の説明が終わりました。</p>
	<p>委員からの質問を許します。</p>
<p>近藤委員</p>	<p>鳥獣被害防止対策についてお尋ねいたします。</p> <p>実績として、特に、鹿の捕獲なんかはすごいと思いますし、息吹としても好成績を収めて、賞をとったのはすごく分かります。</p> <p>それと、カレーをコラボして、コラボ商品の開発を行ったなど、いろいろあるんですけど、実際に、果たして鳥獣被害防止対策というならば、実際に地域住民がそれをどう捉えているか、特に農家さんは自助努力もしてるんですけど、どのように変化したのかっていうことについてお尋ねいたします。</p> <p>よろしくお願いします。</p>
<p>小西課長</p>	<p>それでは近藤委員さんの質問にお答えしたいと思います。</p> <p>森の息吹が、施設を運営していただいております有害獣の解体処理施設につきましては、大きな柱としては二本立てだと思っております。</p> <p>1番目の大きな目標は、やはり質問にありましたように、農家の方が困っている有害獣対策を最前線で実施をするという目的がまず1番目にあって、その中で捕獲した鳥獣をいかに活用していくかという</p>

のが2番目のジビエ利用というところになると思います。

だから2番目が先になって1番目がおろそかになるということは、施設としての目的を果たしていないということになりますし、それは、当然関わっている施設、そしてそれに協力をいただいている猟友会の皆様、捕獲隊の皆様の考え方がそちらの方向に向いておりますので、まず農家の被害防止に最前線で活躍をするという心意気でやっていただいているのが実際でございます。

松野町では、やっぱり被害は減りませんが、以前と比べるとやはり町中で鹿を見かける頭数が減ったとか、実際にイノシシに入られる件数が減ったとか、息吹ができる前と比べると、非常に件数が減っているのは、これは事実でございますし、活動が如実に出ているところではないかなというふうに思っております。

これは先ほど言っている皆様の献身的な努力がないと、それは成果として表れませんので、私たちも非常にその皆様の努力に対しては敬意を表しているところであります。

そして、1番目の目標をなるべくは達成しないといけないという皆様の気持ちがありますので、農家から今ここで鹿が出た、ここでイノシシが出た、もしくは今、小動物の被害も多いんですけども、そういうものが出た時に、猟友会の皆様、地域分けがありますので、吉野なら吉野の会員さん、豊岡なら豊岡の会員さん、目黒なら目黒が、すぐに現場に出向いていただいて、できるだけ農家の被害を軽減する対応をとっていただいておりますので、そういう献身的な活動も、また農家さんがどうやって猟友会の方、息吹のメンバーが携わっていただいたのか現場に出たいて話聞けば、そういう声も拾えるんじゃないかなというふうに思います。

息吹の活動は先進的な事例として、県内はもとより県外でも広く高く評価されております。

その結果が、トータルで農林水産大臣表彰をいただいたんじゃないかなというふうに考えております。

	<p>よそからの視察もたくさん来られますし、意見も聞きますけれども、これだけ細やかに猟友会の皆様が、農家の被害に対応しているという事例は私たちも聞いたことはありませんので、その点については、もう皆様の活動に本当に感謝を申し上げる以外にないかなというふうに思っております。</p> <p>だからといって100%対応出来ているわけではありませんので、この努力については、今後も活動を続けていっていただくしかないと思いますけれども、活動の成果が出ているというところも、非常にありますので、その点もまたご理解をいただいたらと思います。</p>
近藤委員	<p>本当に困ってる農家もあるわけですから、そういうあたりのことにも目を向けてもらって、しっかりと努力してもらいたいと思います。</p>
赤松委員	<p>成果表62ページに、農地の利用状況の調査及び農地パトロールについて記載してありますが、農業委員会の重要な業務は、農地の利用の最適化であることから、業務計画では、利用状況調査や農地パトロールを行って、新たな遊休地が確認された優良農地の把握、意向把握を実施するという事で、先ほど説明でも10部落でこのパトロール等を実施されたという説明があったわけですが、そのパトロールの状況の実態等について、もう少し詳しく教えていただいたらと思います。</p> <p>次2点目ですが、63ページ、町の土地改良事業補助金908,000円が実績となっておりますが、前年度は、1,331,000円と、前年よりも423,000円減少をしております。</p> <p>その理由等をお聞かせ願いたいと思います。</p> <p>それから3点目ですが、成果表68ページの多目的機能支払交付金の対象地区が、昨年は16でございましたが、今回は15集落に、1集落減少しております。</p> <p>その減少した理由等をお聞かせ願いたいと思います。</p> <p>以上よろしく願いいたします。</p>
小西課長	<p>まず1点目の農地パトロールの状況でございます。</p>

農地パトロールにつきましては、毎年、目的であります耕作放棄地や遊休農地が発生していないのかということを見つけないこと、そして違反転用になっていないか、そういう視点で農業委員さん・推進委員さんには、地域内をパトロールしていただいております。

実際には農業委員会の活動として、年に1回全委員でのパトロールを実施しないといけないということもありますので、パトロール日を決めて全部落回りますけれども、日常の活動の中でも、そういう相談、そういう視点での地域内のパトロールは実施していただいておりますので、農地パトロールの時には、その担当地域の委員と事務局がその農地をどうするかという視点でパトロールを行いますので、パトロール自体で改めて初めて何か耕作放棄地を見つけるのではなくて、事前に把握をしている状況の確認を皆でやるというような意味合いが大きいと思っております。

そして、農地法の運用自体も、やはり時を経過して変わってきておりました、やはりもう農地でなくなった所については、しっかり非農地判断をして、非農地の通知をしないといけないということになっております。

これは、農振地域のいわゆる青地という地域についても、もう既に農地ではない状況になっている、林地になっているとか、以前の転作の制度の名残もありますので、保全管理をしてそのまま林地になったとか、もう耕作が出来ない状況になってしまっている農地については、もう今は非農地の判断をして非農地通知をしております。

その通知によりまして、農家は、その農地を雑種地なり、林地なりに転用をすることが可能になっておりまして、既にその非農地を判断して通知した農地についてはもう900筆、47ヘクタール余りを実際に非農地通知しております。

そういうことで、状況に合わせてもう使えない農地についてはしっかり判断をしていくというのも、国の考え方にありまして、それに乗じて、農業委員会でもしっかり対応しているというのが現状であります。

<p>赤 松 委 員</p>	<p>す。</p> <p>ですから、守る農地をしっかりと決めてその農地を守っていくというのが今の考え方でありますので、いかに非農地判断した後、どんどんどんどんそれが増えているわけではございませんので、優良な農地をいかに守っていくということを、今は農業委員会の大きな目的として、そういう視点で農地パトロールを実施していただいております。</p> <p>土地改良区の補助金の減少分につきましては、土地改良については今小規模施設の改修事業を事業実施主体として持たせておりまして、その事業がある時には追加でその部分も含んで、活動費の補助金を支出しておりますが、令和3年度については、その事業の実施がなかったということで、事務費的な補助だけを実施しておりますので2年度と比べて金額が減少しているということであります。</p> <p>また小規模施設の改修等の申出が集落から出てくると、その事業への対応も実施をいたしますので、そのあるなしによってまた補助金が上下するかもしれませんが、事務費と事業費の2段階の積み上げで今、町の土地改良区には補助をしておりますので、その点またご理解をいただいたらと思います。</p> <p>多面的支払機能の集落の数が減っておりますのは、今68ページに掲げております(1)アの集落名の一覧がございますが、その下から3つ目に、富岡環境保全会というのがございます。</p> <p>ここが、前は富岡と小屋の川に分かれておりましたが、中山間の直払いもそうなんです、広域な合併というか広域的な活動を推奨されておりますので、ほかの部落は1つとして活動していたということもありますので、小屋の川も含めて富岡として1つの集落協定を結ばれておりますので、協定数は減りましたけれども、協定の面積とか、活動費に対しては余り差がないというふうにご理解をいただいたらと思います。</p> <p>大変細かく説明いただきましてありがとうございました。</p> <p>概要は分かったわけですが、1つ農地の利用状況の調査</p>
----------------	---

で、今非農地についてはもう、法律が変わって通知をして農地から除外するというような方向になっているということでございますが、先ほども出ておりましたように、有害鳥獣の関係で、先般もテレビを見ておりましたら、その専門家が言われるのは、農地、遊休地ですよね、そういうものが増えてくるとどうしても、有害鳥獣のそこが住処になって、被害が増えてくる。やはり根本的に、そういう被害を防止するには、そういう獣等が住みつくような場所を除いていく努力をすべきであるというようなことが報道されておりました。

私もそのとおりであると思います。

そういうことから松野町全体の農業を、前向きにしていくためには、やはり有害鳥獣の駆除が欠かせないわけでございます。ということで、優良農地を守ることも大事でございますが、非農地となったところの対応についても、農林振興課のほうで十分、地域の方と相談をしながら、この適切な管理をしていくための方策等についても、検討を願ったらと思います。

あと土地改良の事務費でございますが、今の説明を聞いておりますと小規模事業等の実施で、それについて事務が少なくなったんで、補助金も減額になっているということでございます。

そういうことで減額した時に、その土地改良区の運営が適切にできるのか、そこら辺はどういう見通しを立てられておられるのか、少し説明をいただいたらと思います。

よろしく申し上げます。

小 西 課 長

まず初めに、農地パトロールが遊休農地と有害獣対策の関連につきましては、私たちも十分認識をいたしておりますし、そこが優良な農地等隣接してる遊休農地が、イノシシであるとか、小動物の住処になってしまうということは十分私たちも把握しておりますし、それを防止する観点からも、耕作放棄地の適切な管理をしていただくということは、これはもう農業委員会、農林振興課の大きな1つの命題でもありますので、十分、今のご意見も肝に銘じながら、また現場での活動

に活かしていきたいというふうに思います。

そして土地改良区の運営につきましては、現在、多面的機能支払いの事務局の受託をいたしておりますので、その受託金も500,000円余り、8協定を事務委託していただいておりますので、そういう点で、自主努力による財源の確保ということにも努めております。

先ほど言いましたように、それも見越した上での事務費の補助金として支出をしておりますので、事業費の補助金が減額になりましても、運営には差し障りがないところで、運営をさせていただいておりますのでその点をご安心をいただけたらと思います。

小規模事業につきましては、町や国・県の事業の対象にならない400,000円以下の小規模なものについて、土地改良区が町の補助金3分の1と足しまして3分の2を助成するという事業で、集落からすれば3分の1の事業費で、小規模な改良ができるということで、事業を作った後、何集落か活用していただきましたが、やはり400,000円の限度ということもあるので、今のところはあまり申請がないということにはなっておりますけれども、また集落にはそういう事業がある、要望が部落から通じてたくさん出てきますので、そういう時にまた土地改良区の小規模事業の活用についてもまた検討しながら、有効にその事業を使わせていただけたらなというふうに思っておりますので、ご理解いただけたらと思います。

森岡委員

今ほども、赤松委員のほうから質問があったと思いますが、私はちょっとこの農業の従事者不足っていうのが、まずは根幹にあるのではないかなと思っております。

今、耕作放棄地がかなり増えております。

圃場整備した地域でも、やはり高齢化が進み荒れ地になっているところを見受けいたしますが、今後、この松野町の農業の維持について、よく考えないといけない時期が、もう切羽詰まっておるんじゃないかなと思っております。

農林課の方には、大変いろいろとご苦勞をおかけするのですが、町

坂 本 町 長

長、どうやって今この松野町の農業を守っていくのか。

ひとつ、その辺、考えがありましたらお聞かせ願ったらと思います。

耕作放棄地の増大、これは原因としましては、担い手の不足ということに尽きると思うんですけども、これには真剣に対処していかなければなりません。

ただし、今ある田んぼ畑全て、これから守っていくということは、これは不可能に近いというふうに私は思っております。

前々から申し上げておりますように、しっかりと守っていく田畑、これはいろんな手を尽くして、担い手を確保して守っていかなければならない。ただし、どうしても効率が悪いとか、担い手が見つからないところにつきましては、これはもう山に戻していくということも、これからは苦渋ではありますが、決断をしていかなければならないと思います。

そういった中で、どうしてもこの田んぼは守らなければならない、周辺に悪影響があるという、そういうようなところがありましたら、まず1つは、農業委員さんにも協力をしていただいて、担い手を見つけていただくということですけども、それ以外にも、今検討しているんですが、農林公社のほうで、農地の所有そして管理が出来ないかということも検討しております。

ただし、これは1回農林公社のほうで、農地の所有というところまで踏み込んでしまいますと、もう町内でどれだけ、そういった対象の田んぼがあるか、畑があるか分かりません。

そこら辺は慎重に対処していきたいと思っております。

また農林公社でアグリレスキューというのをやっております。

今本当に限られた職員で、朝のまだ夜が明けないうちから働いてくれておりますが、このアグリレスキューでも、松野町の農地全てカバーすることは、これは出来ません。

これまで、農家の方が、松野町でも千人、2千人といらっしやって、その方たちが管理してきた農地を、僅か数人のアグリレスキュー隊で

<p>森岡委員</p>	<p>カバーすることは出来ません。</p> <p>ここでも、じゃあどこの田んぼを守るのか、どこを優先していくのか大変難しい問題になっております。</p> <p>このことにつきましても、これから限られた人材でどこまでやっていくのか決断をしなければならない。</p> <p>行政としましては、この農地の保全ということ、これまでも懸命に取り組んできたわけでございますけれども、これからもある程度予算の投入をしなければならないというふうに考えています。</p> <p>その中で、これからどう方針を立てていくか、議会の皆様のご意見も伺いながら、方針を見つけていきたいと思っております。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>松野町だけじゃないと思います。日本全国こうなってる状況がありますが、地域を守るためにも、何卒、早急に計画をまず立てて、何年後にはもう、こういう目途でいくんだという方針もやはり出さないと、前を向いて進まないんじゃないかなと思っております。</p> <p>ひとつどうぞ、大変な農業を守るという仕事であります、ひとつどうぞよろしく願いいたしまして終わります。</p>
<p>村尾委員</p>	<p>成果表の説明を聞きましたところ、農業振興についてのいろんな行政側の努力の成果が見えておるといふふうに思っているわけですが、残念ながらなかなか即効性のある具体的な政策が見つからないということから、数字の上で見ました限りでは、簡単に成果が上がるものではないということが、成果表の説明の中で分かるんじゃないかなと思っております。</p> <p>それで政府が、先般、発表しております農業基本法の見直しを言っておられるわけです。</p> <p>もともと、農業基本法が作られました当時には、農業の政策の柱が価格政策ということで、その中でも8項目の価格政策があったわけですが、その中で中心的な役割を果たしたのが水稲、稲作で、これはご案内のとおり、食糧管理制度というのがありまして、それに基づきま</p>

して、年々政策的に価格を引上げて、全量を政府が農家の生産しました米を買い取るということが続いておったわけですが、競争の原理ということの判断が入りまして、やはり政府が価格を決めて農産物も買い取るのは矛盾があるということから、政策の変更が起こりまして、米は自由化をされた。そして、ほかの7品目につきましても、競争の原理が入って、自由な価格が形成されてきたわけです。

総合戦略のデータを見ても分かるんですが、その過疎の1番の原因は農業の衰退で、そして農業を目指す若者が減ったことが、過疎に拍車をかけたのではないかなと思います。

人口減少問題とも重なってはいるんですが、やっぱり小規模自治体で過疎地の場合は、そういった農業政策の変更というのが、大きく影響したのではないかなと思います。

それで国は、この基本法の見直しの中で、このように言っております。

一応今までの生産物の見直しをして、小麦、大豆、そういったものや飼料作物を中心にして、主食でありました米から転換をするということになっておるようであります。

そして、生産された物の販売、これが、国内で、消費をするだけでなく、輸出を進めていくということが言われとるわけです。

それで、これ簡単におっしゃってるわけですが、この地区で簡単に輸出のできるような農作物の生産ということは、大変な苦勞も伴うし、考え方によっては至難なことではないかなと思います。

それで町の1つの取組として、今後こういった国が大きく方向転換をしてきますと、やっぱり旧態依然の農業の施策では、生き残りが図れないのではないかなと思うんですが、ここで1つお互いが考えなくてはならないのは、今後、松野町の農業が生き残っていく上で、どういった取組をするかということについて、大変大きな課題にはなると思うんですが、やはりもう少し綿密な調査研究あるいは計画を立てて進んでいかないと、松野町の農業は消えてなくなる運命にあるかな

<p>坂 本 町 長</p>	<p>という気もします。</p> <p>そこで町長にお伺いをしますが、農業委員会なり、生産者部会なり、いろんな方々が農業のことについて心配をさせていただいておるわけですが、ここでひとつ松野町の農業の今後の方向性について、いろんな角度から議論をしてみる必要があるんじゃないかなと思うんですが、町長はどんなお考えか、伺いをしてみたらと思います。</p> <p>はいご指摘のとおり、我が町だけではなくて日本のこの中山間地域全体の農業が、今大きな岐路に差しかかっているということは、お互い認識をしていることだと思います。</p> <p>そういった中で、松野町だけが生き残るような特効薬はないと思います。</p> <p>これはもう日本全国同じような中山間地域があって、同じように行政も農協も農家の方も悩んでいるということで、そういった中で、松野町あるいは鬼北地域で、農業に関心のある方、理解が深い方に集まっていただいて、これからどうするか具体的な話をするには私は非常に有効だと思います。</p> <p>今、この鬼北地域につきましては、農業振興協議会をはじめいろいろな組織がありますので、そういったところで話し合いをしたいと思いますし、また松野町に限っても人・農地プランというのを実質化しました。</p> <p>それである程度、近い将来ですけれども、どの農地を誰がやっているのか、そういったことも具体的に、今、分かっております。</p> <p>そういったことを突き合わせてですね、これから農業について考えていきたい。</p> <p>ただ、どうしてもこれは国の施策に大きく影響されると思います。</p> <p>さらに今の国際情勢が不安定な中で、例えば肥料の価格にしても、世界的な視野で見なければなかなか難しい判断になると思っております。そういったところも含めて、取りあえず、松野町の農業、これからどう考えていくのか、ご指摘のとおり例えばまちづくり委員会の</p>
----------------	--

関本委員長

産業部会とか、あるいは議会も含めて勉強会を開くとか、そういったことはこれから積極的に進めていきたいと思います。

他にありませんか。

質問が無いようであれば、採決に移ります。

ただいま審査しております、認定第1号について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

関本委員長

賛成全員です。

したがって、当委員会は、認定第1号「令和3年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定について」、歳入該当分、歳出6款農林水産業費、11款災害復旧費、農林振興課・農業委員会所管分については原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年10月18日

松野町議会産業常任委員会委員長 関本 豊